

平成29年度

第3回愛知県障害者施策審議会

会議録

平成30年3月15日（木）

愛知県障害者施策審議会



# 平成29年度 第3回愛知県障害者施策審議会 会議録

## 1 日時

平成30年3月15日（木） 午後3時から午後5時まで

## 2 場所

愛知県自治センター12階 会議室E

## 3 出席者

井上委員、宇佐美委員、岡田委員、加賀委員、河口委員、川崎委員、高橋（脩）会長、高橋（美）委員、辻委員、都築委員、徳田（清）委員、徳田（万）委員、永田委員、長谷委員、古家委員、牧野委員、水野委員

（事務局）

健康福祉部長 ほか

## 4 開会

定刻になりましたので、ただ今から平成29年度第3回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。開催にあたりまして、長谷川健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

## 5 部長挨拶

皆様、こんにちは。愛知県健康福祉部長の長谷川でございます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、本年度最後となります「第3回愛知県障害者施策審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

さて、本日の審議会におきましては、お手元の次第でございますように議題が2件、報告事項が2件ございます。

議題の1件目では、今年度策定を進めてまいりました「第5期愛知県障害福祉計画の策定」についてでございます。これまでに、当審議会やワーキンググループに委員の方々に御参加いただき、次期の計画につきまして、貴重な御意見を賜りました。誠にありがとうございました。また本年1月から2月にかけては、県民の方々にパブリックコメントを実施させていただきました。本日は最終案を御確認いただき、御審議をお願いいたします。最終的には、本日の議論も踏まえまして、この3月中に計画を策定・公表してまいりたいと考えております。

そして、議題の2件目につきましては、平成28年10月に制定を致しました「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づき進めております取組について御意見をいただきたいと思います。と存じます。

一方、報告事項としましては、「障害者差別に関する相談状況」及び障害者施策関連分における「平成30年度愛知県当初予算案」につきまして、御説明をさせていただきます。

なお、当審議会の委員の皆様方の任期につきましては、今年の6月末までとなっております。本日は、現在の任期中としては最後の審議会になろうかと存じます。2年間の在任中におきまして、貴重な御意見・御提言をいただきましたことに対し、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の審議会におきましても、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 6 定足数確認

では、議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。まず、定足数の確認でございます。本日は、委員数20名の内、過半数以上の16名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により当審議会は有効に成立しております。

## 7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。3月1日（木）から県のホームページで審議会の開催をお知らせしており、本日の傍聴は1名でございます。傍聴の方へお願い申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、お願いいたします。

## 8 資料確認等

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4版で本日の次第、出席者名簿、配席図、この出席者名簿、配席図につきましては、変更がございましたので、本日机上に配布しておりますので、差替をお願いいたします。合わせまして、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領となっております。続いて、資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2、資料3、資料4となっております。また、本日追加で、リビング新聞掲載記事、こちらは議題2の関係になります。また、本日御欠席の小樋委員の質問票の回答を机上配布しております。加えまして2月23日に開催いたしました平成29年度第2回愛知県障害者自立支援協議会の資料につきましても机上配布しております。さらに今年度、カラーユニバーサルデザインの専門機関に監修をお願いして作成をいたしました、視覚情報のユニバーサルデザインガイドブックでございます、こちらも机上配布をさせていただいておりますので、御確認をお願いしたいと存じます。資料の不足等がありましたらお申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。それでは進行させていただきます。

本会議では、手話通訳及び要約筆記の方に御協力をいただきながら進行していきますので、各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、高橋会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 9 会長挨拶

改めまして、皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

今回は今年度3回目の審議会となります。内容は、皆様のお手元にあります次第のとおり、議題が2件あります。いずれも重要な議題です。

中でも、第5期愛知県障害福祉計画につきましては、施策審議会そしてワーキンググループにて審議を進めてまいりました。御協力いただきありがとうございます。今回、本審議会とパブリックコメントでの意見を踏まえて、計画の最終案が示されていますので、御審議をいただきたいと存じます。

また、報告事項につきましては、障害者差別に関する相談状況を始め2件となっております。

限られた時間ではありますが、皆様に御協力いただき、幅広い見知から御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

いつも申し上げますけども、委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御質問していただきたいと思っております。そして、遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 10 議事録署名者指名

それでは、審議に入ります前に、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、本日は議長の私の方から指名したいと存じます。今回は、長谷委員と牧野委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

## 11 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、午後5時を予定しておりますので、皆様、御協力をよろしくお願いいたします。

それではまず、議題の1番目「第5期愛知県障害福祉計画の策定について」を審議いただきたいと存じますので、事務局から説明をお願いします。

## 12 議題（1）第5期愛知県障害福祉計画の策定について

### 障害福祉課 加藤課長補佐

企画・調整グループの加藤です。座って説明させていただきます。説明資料は1-1から1-3となります。

第5期障害福祉計画につきましては、先回12月の審議会におきまして、素案をお示しした後、1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施いたしましたほか、先月の第2回愛知県障害者自立支援協議会でも御意見をいただきまして、本日、最終案としてお示ししております。

それでは、資料1-1を御覧ください。最終案の概要でございます。いくつかピックアップし、説明させていただきます。

2ページを御覧ください。第4章、「地域生活移行等についての成果目標の設定と取組施策」でございます。このうち、一つ目の項目であります「福祉施設の入所者の地域生活への移行」につきましては、特に議論をいただいた内容です。

入所者御本人の意向を尊重することを基本としまして、本年実施しました、「地域生活移行に関するニーズ調査」の結果に基づきまして、上の囲みの中の①にありますように、地域移行者数の目標値を「177人」としたところでございます。

また、すぐ下のカッコ書きには、施策の充実により、地域生活を取り巻く環境が整備された場合、地域移行を希望する方が増えることを見込みまして、177人を達成した後に、目指すべき目標として、「297人」を併記しております。この点は、先回の審議会におきまして御承認いただいたところです。

続きまして、4ページの第5章を御覧ください。必要な障害福祉サービス等の見込量とその確保策でございます。県の計画に定めるサービス見込量は、各市町村がそれぞれに見込んだサービス量を積み上げた数字でございますが、この度、市町村の見込量が定まりましたので、最終的な数値を記載しております。

次に、資料1-2でございます。こちらは計画の全文となっております。先回の審議会からの修正箇所は、

網掛けをしてございます。例えば、1ページ、西暦の年数をカッコ書きしてございます。これは、来年、元号が変更となることから、「平成」に加えて、西暦を併記したものであるとか、ページをおめくりいただいて、34ページを御覧いただきますと、下線を引いた記載がございまして。こちらは、来年度の県予算案に計上しました取組事業について、追記した箇所となります。さらに、ページを進めていただいて、69ページから始まります、「サービス見込量」の数字につきましては、先ほども申し上げたとおり、市町村単位のサービス見込量が定まったことに伴いまして、数値を修正しております。

続きまして、資料1-3を御覧ください。資料1-3には、先回の審議会以降、いただきました御意見や御質問と、それに対します対応、回答を整理しております。いくつか説明させていただきます。

2ページを御覧ください。5番でございまして。グループホームのサテライト型住宅がどのくらい稼働しているのか。受け皿として、不足しているのか、それとも充足しているのか、との御質問をいただきました。右の欄に記載しましたとおり、県内におけるサテライト型住居の利用状況を調査したところ、平成30年2月現在で、34住居のうち33住居で利用がありまして、ニーズが非常に高いものであると考えております。5期計画にも、サテライト型住居の確保に向け、グループホーム運営事業者に働きかけていくことを記載しております。資料1-2の計画本文、34ページの中程にその記載をしております。

同じページからもう一つ、7番でございまして。障害者多数雇用事業所への県有物品等優先発注制度は、非常に良い試みであるが、実績が年々下がっている。その要因を、どのように分析しているのか、との御質問をいただきました。産業労働部が所管いたします、この制度につきましては、平成25年4月から障害者優先調達制度が実施されたことを踏まえ、制度の重複部分を調整した経緯がございまして。対象企業を、優先調達制度における認定を受けていない企業に絞ったことから、実績が減少したものでございまして。

続きまして7ページの20番を御覧ください。こちらは、2月の自立支援協議会でいただいた御意見であります。第8章の「意思決定支援の促進」や、「事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実」において、相談支援専門員やサービス管理責任者への働きかけに関する記載があるが、本計画が障害児支援にも資するものであるならば、児童発達支援管理責任者に対する働きかけも記載してはどうか、との御意見でございまして。御意見を踏まえまして、計画本文152ページ下、それから164ページに、児童発達支援管理責任者への働きかけについて、記載をしております。

8ページ以降は、パブリックコメントについて記載しております。16名の方から、合わせて60件の御意見をいただきました。幅広い御意見をいただいたところございまして、いくつか御説明いたします。

8ページの3番の①、聴覚障害のある方に対する、切れ目のない支援を、との御意見です。本県では、平成28年10月に、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を制定したところ。計画本文の160ページに記載しましたとおり、引き続き、本条例に基づく取組を、障害のある方や御家族、支援者、関係団体の御意見をお聴きしながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして12ページの上段、④を御覧ください。福祉型児童発達支援センターにおける、重症心身障害児、医療的ケア児の受入を促進するため、小児看護・小児リハの専門職育成を進めてほしい、との御意見でございまして。国におきましては、障害児施設・事業所に看護職員を加配した場合の、報酬加算制度を創設し、福祉型児童発達支援センターにおきます医療的ケア児等の受け入れ対策を講じることとしております。県としましては、国の動向を注視しながら、サービス提供体制の確保に取り組んでまいりますほか、喀痰吸引等の特定医療行為を実施できる事業所の拡大に努めてまいります。また、福祉型児童発達支援センター等に勤務する看護職員等に対しまして、重心児、医療的ケア児の支援に関する研修を、引き続き実施し致しまして、人材養成にも努めてまいります。

説明は以上となります。本日、最終的な御意見を伺いました後、今月内に計画の決定、公表を行うこととしております。よろしく願いいたします。

## 高橋会長

ありがとうございました。ただいま説明のありました「第5期愛知県障害福祉計画の策定」について、これから御意見や御質問をお伺いいたしますけれども、本日は、全体的に御意見等をいただいてまいりたいと考えております。分量が非常に多いので、章をある程度区切って、順次、御意見等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、計画の中身について御意見等を伺ってまいりたいと思います。まず、第1章から第3章までで、御意見や御質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

今日は最後の詰めですので、どんなことでもいいので是非お伺いをして、少しでも良い計画にしたいと思います。

第1章から第3章までで、御意見等はよろしかったでしょうか。思い出されたら後でお伺いしても良いですけども、とりあえずは御意見等も無さそうですので、次にいきたいと思います。

重要な第4章で御意見ある方はお願いします。では、辻委員。

## 辻委員

公募委員の辻です。質問があります。資料1-2の30ページ、網掛けで新しく文章が足されている部分です。「一方で、施設での生活を希望されたり、施設での生活が必要な方に対しては、引き続き、施設において、適切なサービスを受けながら、安心して生活できるよう取り組んでいきます」という文言が追加されているところですけども、施設でのヒアリング時に、施設職員の方からだったりとか、なかなか御本人さんからの回答でなかったという状況もあります。ですので、この部分が地域移行の足かせにならないようにしていただきたいな。やはり、丁寧なヒアリングをしていけば、御本人さんも地域に住みたいという想いが出てくる可能性があるかと思います。この部分については、要望になってしまいますけども、この記載が足かせにならないようにしていただきたいと思います。

それともう1点は、資料1-2の34ページです。ここも網掛けで、先ほど御説明があった部分ですけども、予算の成立を条件とした記載ということです。中身について、具体的に知りたいんですけども、5行の記載しかないので、具体的にお伺いしたいと思います。「地域生活を体験する場の提供」のところですよ。お願いします。

## 高橋会長

最初の「一方で、施設での生活を希望」というのは、どこでの意見を反映させたものになるのかということも加えて説明していただけると良いのかなと思います。よろしくお願いします。

## 障害福祉課 加藤主幹

事務局の障害福祉課の加藤です。よろしくお願いします。まず、辻委員からの1点目でございますが、新たに盛り込んだところがございますけれども、今回、地域生活移行の成果目標を設定するにあたって、施設入所の方全員に対して入所者ニーズ調査を実施したところです。その中で、結果から見ましても、引き続き施設での生活を希望される方もいらっしゃいました。また、障害者基本法でも、希望するところで生活する、ことが謳われているところでございまして、今回、この網掛けのところにつきまして、新たに追加させていただいた経緯があります。ただ、辻委員からの御要望にもありましたけれども、しっかり地域生活移行していただけるよう新たな取り組みを、現在、開会されております愛知県議会のほうに、平成30年度予算案として提案し御審議いただいているところでございます。そういった取組等を通じまして、地域生活移行もしつ

かり取り組んでまいりたいと思います。

また、2点目に辻委員から御質問いただきました、生活体験の事業でございますけれども、「生活体験道場」ということで、施設に入所されている障害のある方、またその保護者の方々に、実際に地域で過ごす体験を通して、地域移行に向けた第一歩を踏み出していただくことを目的として、事業化を考えているものでございます。具体的には、入所者とその保護者の方が、施設の外での宿泊体験を行いまして、自分の意思で食事のメニューを決めていただくほか、地域の方と交流をしながら、自分なりの余暇を過ごせるような生活体験をしていただけるツアーを行ってまいりたいと考えております。この事業では、グループホームに移行するなど、地域生活移行に成功した障害当事者の方やその家族の方から、地域移行にかかる体験談を直接聞ける機会を設けまして、参加者の方に地域生活移行の具体的なイメージや目標を持っていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

### 高橋会長

よろしかったでしょうか。はい、他にいかがでしょうか。では、川崎委員どうぞ。

### 川崎委員

愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会の川崎と申します。よろしくお願ひいたします。辻委員に関連して、30ページの網掛け「一方で、施設での生活を希望されたり、」の部分について、さらにお尋ねします。地域生活移行に向けて進めているわけですが、一方では、強度行動障害の方の行き場が無いんですね。これについて、この計画で言う「地域での生活が必要な方」に当たるのか分かりませんが、今ほどこの入所施設も満員でして、地域に出して空きができれば良いんですけども、強度行動障害の方は、やはり、集団で生活することが非常に難しいです。今までは、コロニーの養楽荘があったんですけども、民間に移譲されたということで、県から離れたんですけども、そういった強度行動障害の方が生活される場というのを、県の方はどのように考えてみえるのかをお尋ねしたいです。

### 高橋会長

これも大きな問題です。十分にこの計画の中では検討してこなかった大きなテーマですが、いかがでしょうか。研修なんかは勿論やっていますけれども。

### 障害福祉課 加藤主幹

事務局の障害福祉課加藤です。強度行動障害の方への取組でございますけれども、従前から県で研修の実施をしていることにつきまして、次期計画では盛り込んでいるところでございます。ただ、審議会や自立支援協議会で御意見を伺う中で、強度行動障害の方への取組について、たくさん御意見をいただいているところでございます。自立支援協議会を県で開催しておりますが、その下に、地域生活移行推進部会を設けておまして、今後、成果目標を達成するために必要と考えられる取組につきまして、引き続き検討を進めていくということで、計画では33ページの上部網掛け部に、①から⑧まで掲げまして、強度行動障害の方につきましては、⑥ということで課題として掲げ、引き続きしっかり県としても取り組んでまいりたいということで、記載をさせていただいているところでございます。引き続き、御意見・御助言をいただきながら、取組について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

### 高橋会長

よろしいでしょうか。では他にいかがでしょうか。では、岡田委員どうぞ。



## 岡田委員

愛知県自閉症協会つぼみの会の岡田です。川崎委員と同じことになるんですが、結局、強度行動障害の方は、施設にもいられなくて、在宅で暮らしている方が結構いらっしゃって、親の老齢化に伴って、親が入院や手術になったときに、ショートステイの受入先もなかなか見つからないということで、結局精神科の単体の病院に入っておられる方が結構いらっしゃる。この間も相談を受けましたが、行くところがなくて、精神科の病院に入らざるを得ないという実態が本当にたくさんあります。ですので、強度行動障害の在宅の方もどういう経過をたどって安定した生活をおくれる所がどこにあるのか、ということも、研修はたくさんしていただいているんですが、研修を受けた方が動きやすい施設での立場というのを是非作っていただきたいですし、本当に強度行動障害を持つ親が安心してその子を送り出せるような、暮らせる場所を是非、県全体で取り組んでいただきますよう、よろしくをお願いします。

## 高橋会長

何か追加でコメントはありますか。

## 障害福祉課 加藤主幹

事務局障害福祉課の加藤です。岡田委員から御意見いただきまして、先回の第2回審議会でも御意見いただいているところでございます。強度行動障害に対する取組というの、県としては喫緊の課題と考えておりまして、また是非、御助言いただきながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

## 高橋会長

自立支援協議会がありますし、発達障害者支援体制整備推進協議会、それから発達障害者の方のセンターであるあいち発達障害者支援センターもありますので、そのあたりと連携していくことも大切かなと思っております。

他にいかがでしょうか。長谷委員、どうぞ。

## 長谷委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の長谷です。先ほどから話題になっています、成果目標を達成するための網掛けの部分「⑦高齢の障害のある人の相談やニーズに適切に対応するための方策」と出されていますが、この方策の中に医療を繋がるようなツールがあるのかお聞きしたいと思います。私達のような肢体障害者は、どうしても二次障害が出てきて、地域で一人暮らしをしても、結局その二次障害が重くなり、また施設に戻るといふ方もいらっしゃるかと思いますが、実際、医療ときちんと繋がってれば、そのまま自分らしい暮らしを最後までできるかなと思っておりますので、そのあたりを一度お聞きしたいと思います。

## 高橋会長

いかがでしょうか。

## 障害福祉課 加藤主幹

事務局の障害福祉課加藤です。長谷委員からいただきました御意見でございますけども、やはり、障害のある方が地域で安心して暮らせるためには、障害福祉サービスだけではなくて、医療・教育・労働等の関連

分野との連携した取組が必要だと考えております。今後、いただいた御意見も踏まえまして、しっかり考えていきたいと思っておりますので、引き続き御助言いただければと考えております。よろしくお願いいし上げます。

#### 高橋会長

この件については、確か障害者計画の方に、高齢者の方の実態調査をしてこれからの課題を明らかにしようというようなことが課題として盛り込まれていたと思っておりますので、そちらの方で取組まれるのかなと思います。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

#### 古家委員

愛盲連の古家です。言葉が気になるんですけども、先ほど辻委員からの質問に加藤さんがお答えなされた回答の中に、地域の方と交流を持って進めていくということがありました。この「交流」という言葉なんですけども、「交流」というと、やはり2つのグループがあって、障害と障害じゃない方といったイメージがありますので、「交流」という言葉自体が差別的なんじゃないかと思うときがあります。「共生」と言ったほうが良いんじゃないかという場面がたくさんありますので、気をつけていただきたいなど、ちょっと気になりました。

#### 高橋会長

よろしかったでしょうか。

#### 障害福祉課 加藤主幹

障害福祉課の加藤です。古家委員からの御指摘でありますけども、今後意識して改めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

#### 高橋会長

他にいかがでしょうか。永田委員、どうぞ。

#### 永田委員

先ほどの古家委員は、共に生きるという意味で「共生」と言われたかと思いますが、要約筆記のほうが性別の「女性」になっていましたので、用語の確認ができればと思ひまして、発言させていただきました。

#### 高橋会長

古家委員に確認をお願いします。共に生きるの「共生」でよろしいですか。

#### 古家委員

はい。

#### 高橋会長

では、他にいかがでしょうか。では都築委員、どうぞ。

## 都築委員

愛知県セルフセンターの都築です。35ページに新たに網掛けになった部分「民間企業とのマッチングによる経済的自立支援」というところで、「障害者地域生活支援コーディネート事業を実施し、民間企業と就労継続支援事業所等のマッチングを図り」と謳われていますが、この具体的な部分と、あとこれは移行後の経済的自立支援をするためだけでなく、優先調達推進法の部分や、民間の企業との工賃向上の自立支援が考えられているのか。米印の注意書きを探したけど見つからないので、具体的に教えていただきたいと思いません。

## 高橋会長

では、事務局よろしく申し上げます。

## 障害福祉課 石黒課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの石黒です。民間企業とのマッチングのことですが、こちらは営業マンの方の人件費がほとんどでして、民間企業と事業所、民間企業と公官庁といったところを繋いで仕事を新しく創設したりですとか、事業所をコーディネートしたりとかいたしまして、仕事や障害のある方の活躍の場を増やしていこうというものです。営業マンであつたり営業するツールのもものが予算計上されております。

## 高橋会長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

## 都築委員

ありがとうございます。実は報酬改定がありまして、30年度のB型事業所ですと、かなり減額をされる。目標工賃達成加算という加算がなくなってしまって、実際、その加算をいただいているB型事業所ですと200万円から300万円近くの予算が減額となりまして、人件費の部分でかなり締め付けがあるものですから、コーディネート事業が上手くいくには、こちらの方でかなり力を入れていただくとか、民調というのでしょうか、そういったところでも愛知県の中で手を打っていただけるとありがたいなと思います。以上です。

## 高橋会長

この件について、追加で何かありますでしょうか。

## 障害福祉課 石黒課長補佐

地域生活支援グループの石黒です。先ほど報酬とか民調の話が出ましたが、トータル的に職員の処遇のこともありますし、事業所での仕事と工賃のための仕事は少し違いますので、そういった負担もなるべく勘案しながら、こちらのマッチング事業で営業マンも投入させていただいて、皆さんの負担を減らしながら上手くできれば良いかなと総合的には考えております。予算が決まりましたら、また皆さんに相談しながら進めていきたいと考えておりますので、その際にはよろしく願いいたします。

## 高橋会長

よろしいでしょうか。はい、牧野委員どうぞ。

## 牧野委員

愛知県知的障害者育成会の牧野です。グループホームと地域生活移行についての成果目標の話がありまして、育成会のメンバーも以前に比べますと仕事を積極的にしていただけるようになっていきます。育成会の会員のうち「生活介護」の分野においての人々は、自分の障害から脱却できずに現状のなかにとどまっています。障害者自身が高齢化を迎えますと成長するどころか多くの人が後退さえしています。これからは、グループホームで地域の中で、生活をすると、高齢者は改めて評価をし直して生活する方へのサポートをしていただければと思います。よろしくお願いします。

#### 高橋会長

牧野委員、どの点をポイントに見直しをすればよいでしょうか。

#### 牧野委員

見直しは基本的には、仕事に関しては積極的にたくさんされていますので、そういう仕事をできない方が今後問題だと思っています。

#### 高橋会長

そういう方への支援をどうしたら良いのかということのようですけども、事務局いかがでしょうか。

#### 障害福祉課 加藤主幹

事務局の障害福祉課加藤です。牧野委員からの御提言でございますけども、計画の方には具体的な記載がないところでございます。今後、いただいた御提言も踏まえまして、就労支援等も含めまして、しっかり考えてまいりまして、少しでも前に進めるようにいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 高橋会長

よろしいでしょうか。

では、いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございました。引き続き第5章から第9章までで、御意見・御質問等をお伺いしたいと思いますけども、いかがでしょうか。では、古家委員どうぞ。

#### 古家委員

相談支援専門員のところですけども、東日本大震災で障害者と高齢者の犠牲者率が高かったということから、災害時の要支援名簿というものが法的に義務付けられたということですが、名簿だけ義務付けられてもそこから先が地域に丸投げ状態で、地域もどう動いたら良いのか分からないという状況で、なかなか進まないかたちです。こちらの相談支援専門員のところで、普段の生活の計画だけでなく、災害時の計画も、仕事が増えて大変かもしれないけど、一緒に地域の方と考えていけるというかたちをとって、努力義務だけでなく、もう一歩進んだかたちをとれたら良いなと思います。こういうことに関しては、いかがでしょうか。

#### 高橋会長

どうでしょうか。非常に大きなテーマだと思いながらお聞きしていました。このへんも含まれているかどうかですね。

#### 障害福祉課 加藤主幹

事務局障害福祉課の加藤です。古家委員の御質問でございますけども、災害時の取組につきましては、本

県の障害者計画であります「あいち健康福祉ビジョン2020」の方で、盛り込んでいるところでございます。また、今御提言いただきました相談支援専門員による災害時の取組につきましてでございますけれども、今後、相談支援専門員の研修の講師をしていただいている皆さんにも御意見を伺いまして、また検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 高橋会長

よろしかったでしょうか。はい、では他にはいかがでしょうか。岡田委員、どうぞ。

#### 岡田委員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の岡田です。2つ質問があります。

1つは資料1-2の69ページ、サービス見込量のところで、行動援護がなかなか人材不足だと書いていただいている、70ページにもその方策を書いているんですが、なかなか行動援護の事業所が増えないというか、人が増えないというところなんですけど、国の施策もあると思うんですけど、県で何か特別な施策をする予定があれば教えていただきたい。

あと、保育所等訪問支援が92ページで利用状況の実績を挙げていただいている、175人ということで、見込量は478人と書いてあるんですけども、62ページに保育所等訪問支援事業書一覧を挙げていただいているんですが、これは保育所に実際訪問して、そのお子さんの保育の状況だとか療育を見てアドバイスをするというところだと思うんですけど、この事業所さんは児童デイサービスとかがあるんですけども、この事業所さんが保育所等訪問支援で親が依頼して、信頼して、その支援の組立なんかをしていただける所なのかよく分からないんですけども、92ページの利用実績で175人が利用したということになっていますが、これはどこかで評価かなどをしているのかどうか、ということをお聞きしたいです。

#### 高橋会長

事務局いかがでしょうか。

#### 障害福祉課 加藤主幹

事務局障害福祉課の加藤です。岡田委員からの御質問でございますけれども、例えば保育所等訪問支援について、62ページで16施設を記載しているところでございます。その前の61ページを御覧いただきますと、網掛けになっているところでも、保育所等訪問支援の実施をしている事業所がございまして、これを足しますと恐らく38くらいになろうかと思えます。実は3年前でございますけれども、保育所等訪問支援の箇所数は18箇所だったと思えますが、この第4計画の中で20箇所増えてきているところでございまして、保育所等訪問支援のこういった障害児支援の目標等につきましては、今回第5期計画から盛り込んだところでございますので、今後この障害者施策審議会におきまして、進捗状況等を管理いたしまして、目標達成に向けてしっかり取り組んでまいります。また、市町村と連携して取り組んでいく部分になりますので、県としてもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

#### 高橋会長

量の整備と並んで今度は質の評価という時代に入るのかなど。そのへんのところを、これからやっていけないといけないと思えますね。他にいかがでしょうか。はい、長谷委員どうぞ。

#### 長谷委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の長谷です。すみません、もしかしたら今日の話からは少しずれてしまうのかもしれないですけども、相談員というくくりのところなんですが、発達系の障害の方が引きこもりになった後にちょっと出られるようになると、豊田でいえば若者サポートステーションのようなところに、いらっしゃるようなことが増えてきているんだと思うんですね。そこから福祉の方へ繋がろうとしたときのツールがなかなかしっかりしていなくて、その横断的な策が何かないのかなと思うんです。今日のことは少しずれてしまうのかもしれないですけども、何かお考えがあるようでしたら教えていただけたらと思います。

#### 高橋会長

事務局いかがでしょうか。

#### 障害福祉課 加藤主幹

事務局障害福祉課の加藤です。長谷委員からの御質問でございますけども、今市町村におきましても障害者自立支援協議会が設置されておりまして、そこに地域の関係機関が参画しまして、関係機関が協議して繋がりを持てる場が設けられているところでございます。ただ、市町村やメンバーによっては多少ばらつきがあるかと思えます。只今、若者サポートステーションから福祉の方へ繋がるツールがないとのことでしたので、このあたりを意識して、どうしたら良いのか考えていきたいと考えております。御意見ありがとうございました。

#### 高橋会長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。古家委員、どうぞ。

#### 古家委員

愛盲連の古家です。言葉の説明を受けたいんですが、ピアサポーターのサポーターというのは、一度でも何か講習を受ければピアサポーターと言えるのでしょうか。どういった定義でピアサポーターと指すのかよく分からないんですが、教えていただけますか。

#### 高橋会長

これは、精神障害の方の移行に関することですよ。講習があったと思うんですけども、定義と養成のことについて、事務局からお願いします。

#### 障害福祉課こころの健康推進室 古橋室長補佐

事務局障害福祉課の古橋です。ピアサポーターの定義について、御質問いただきました。今年度、審議会やワーキンググループで、いろいろと御意見をいただいておりますが、ピアサポーターにつきましては、養成研修を県で実施しております。養成研修を終了した方に、当事者として体験談を精神病院等を訪問して語っていただくとか、そういった活動に従事していただいておりますが、明確な資格というかたちではございませんので、県では養成研修を終了して活動に携わっていただいている方をピアサポーターと言っております。ただ国の方では、ピアサポーターについての専門研修について、どういった専門研修を設けていくかについて、研究班を通して検討しておりますので、そうしたものが示されれば、ピアサポーターの定義についても明確になってくるのかと考えております。

## 高橋会長

これは研修を終えた人が、移行の支援に関わるということによろしいですか。県の考え方としては、そうでない人は、関わらないというお考えなんですか。

## 障害福祉課こころの健康推進室 古橋室長補佐

事務局障害福祉課の古橋です。県で今年度ピアサポーターとして養成した方を活用した取組の県事業を実施しておりますが、実際には事業所の方でピア活動される方として雇用されて、ピアサポーターとして従事されている方もみえます。どこまでの研修を終えた方がピアサポーターと呼ばれるかは明確ではございませんが、県事業としては主としてピアサポーターの養成研修を終了された方に活動していただいているというのが、現状でございます。

## 高橋会長

ほかにいかがでしょうか。井上委員、どうぞ。

## 井上委員

精神障害者当事者サークル シンセサイズ中部の井上と申します。今のピアサポーターの養成研修を受けた者として改めて聞きたいんですが、研修を受講して登録もしたんですけど、全く連絡がないんですね。放置されている感がすごくありましてですね、ピアサポーターというのは、人と人とを繋ぐものだと思うんですけど、まず、やる側が繋がっていないなということにすごく疑問に思っています。今後の課題だとお聞きしましたが、もうちょっとピアサポーター同士もしっかり繋がりたいと思っておりますので、配慮していただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

## 高橋会長

事務局お願ひします。

## 障害福祉課こころの健康推進室 古橋室長補佐

事務局障害福祉課の古橋です。ピアサポーターの養成研修に実際に御参加いただいて、登録もされてから何の御連絡もないとのことでございます。今年度新規に実施した研修につきましては、当事者の方で60名を超える方、また支援者の方も含めると100名以上の方に御参加いただいております。その内、今後ピアサポーターとして県の事業に参加するということで登録していただいた方が54名お見えになりました。ただ、実際に病院訪問等をされる際には、病院側の日程と、ピアサポーターの方の活動できる地域・日程・曜日を調整しようとするとう日程だけでもマッチングが難しいという点がございました。実際に54名の登録の方の内、10名程度の方に事業に御参加いただいておりますが、残りの方につきましては、今年度は事業の参加には至っていないというのが現状でございます。

井上委員から御指摘がありましたとおり、そういった状況について、最初に御登録なさる際にきちんと御説明するのは勿論ですが、何らかのかたちで事業の経過についても、御連絡できるよう今後考えていきたいと思ひます。以上でございます。

## 高橋会長

よろしかったでしょうか。他にいかがでしょうか。

では、いろいろ十分に御意見をいただいたということで、第5期愛知県障害福祉計画の策定につい

ては、いただいた御意見を踏まえて、よりよい計画となるよう、修正すべきところは、事務局で修正していただきたいと思います。これをもちまして、計画の策定について、皆さん、御了承をいただいたということで、よろしいですか。ありがとうございます。

事務局におかれましては、ただいまの御意見を踏まえ、3月中の計画策定・公表に向けて、進めていただきますよう、お願いします。

### 13 議題(2) 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく取組

#### 高橋会長

次に、議題の2番目「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく取組」について審議会条例第6条第4項により、専門部会の部会長が報告することとなっておりますので、部会長の永田委員から御説明をよろしくお願いいたします。

#### 永田部会長

よろしく申し上げます。「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく取組」について御報告をさせていただきます。お手元に資料2があるかと思っておりますので、そちらを見ながらお聞きいただければと思います。よろしく申し上げます。

今回、この今年度の取組状況につきましては、事務局である県と、専門部会所属の団体の取組について御報告させていただければと思います。

まず、普及啓発の取組として、昨年5月上旬の毎週火・木曜日の週2回、県庁障害福祉課で、職員向けの手話講座が始まりました。障害福祉課の設置通訳者が、挨拶、自己紹介、簡単な日常会話などの手話を、概ね1年間続けていただけているそうです。今日の始まりにも、部長から手話で挨拶がありましたけども、こうした取組が広がっていくことで、県の職員に手話が広がっていく取組になればと思います。

また6月には、県内の市町村担当者が集まった「市町村設置通訳者連絡会議」が開催されました。各市町村で意思疎通支援の取組や課題などについて意見交換が行われました。資料にあるとおり、45市町村、73名の参加がありました。市町村間での派遣の対象範囲の違いや、未だ設置通訳者を配置していないところなどがあるなど、参加した市町村担当者からは、他の市町村の取組を知っていただきたり、課題を認識したりする機会であったと聞いています。今後もこうした連絡会議を行い、市町村の意思疎通支援事業の推進を働きかけていっていただければと思います。

8月には、あいち聴覚障害者協会の協力のもと、知事や副知事、県職員合わせて100名程度が参加した、県庁職員向けボッチャ・手話体験が行われました。障害福祉課だけではなく、県庁職員全体に対し、手話言語・障害者コミュニケーション条例を知ってもらうための取組となっております。これにつきましては、後で紹介しますリビング新聞のも写真で掲載されておりますので、また御覧いただければと思っております。私も参加させていただきましたけども、かなり盛況で、楽しんで手話やボッチャを経験していただいて、理解が深まったのではないかと考えております。

続きまして9月には、県と愛知労働局と連携し実施した、障害者雇用促進セミナーの会場でも条例の普及啓発を行いました。愛知県自閉症協会・つぼみの会、愛知県難聴・中途失聴者協会の御協力を得て、2日間にわたり、障害者雇用等を担当する多くの企業の方に、発達障害や聴覚障害者や要約筆記についての説明が行われております。9月14日・15日の参加者は400名、15日の「きこえない人・きこえない人をしろう」の会には200名ととても多くの方の御参加がありました。愛知労働局からは、また来年度も是非お願いしたいと県障害福祉課に依頼があったと聞いております。今後もこうした取組を引き続き行っていただ



ければと思っております。

また、この審議会でも途中で報告をさせていただきましたけれども、子ども向けの普及啓発ワークシートの作成をさせていただきました。前年度の平成27年度は、条例が制定された年度ということで、主に条例が制定されたことを広く一般向けに知ってもらえるような内容でリーフレットを作成しました。

今年度は、昨年度が一般向けだったということもございまして、さらに条例の周知をしていくため、子どもを焦点にさせていただき、内容を子ども向けにしたワークシートを作成させていただきました。お手元の資料でかわいらしい裏面がサイコロになっているリーフレットが今回、作成させていただいたものになります。県内の全ての小学生1人に1枚と、中学校、高校、特別支援学校、さらに、子どもが多く来る図書館等に配布をさせていただきました。

このリーフレットの工夫した点は大きく2つあります。1つは、障害についての情報を伝えるだけではなく、裏面のサイコロのところに記載がありますように、自分だったらどうする？といった投げかけなどを通して、子どもたちが障害についての気づきを得るようなきっかけになるようにいたしました。実際、サイコロにすると、とてもかわいいデザインになっておりまして、これで遊んでいただけるような形を意図して作らせていただいております。

また、「手話言語・障害者コミュニケーション条例ワークシート配布のお願い」を学校に配布の際に、配らせていただきました。リーフレットを子どもが手に取るだけでは分かりづらいところもあるだろうということで、先生方から、このリーフレットを配る際に、手話言語・障害者コミュニケーション条例についてや、障害についてしっかり伝えてもらうよう、先生向けの発言要旨を作成し、全ての学校にワークシートと併せて配布させていただいております。

また普及イベントを開催させていただいております。子どもやその保護者多く集まる兼ね合いで、名古屋栄のオアシス21で、つい先日の3月11日に開催させていただきました。

このイベントは、愛知県産業労働部の障害者の働き方を考える「障害者ワークフェア」と併催で開催を行い、ブース出展におけるPRや体験コーナー、歌やダンスなどのステージイベント、会場を巡るスタンプラリーなどが開催されております。こちらについても、ワークフェア開催のチラシを配付させていただいております。中を開いていただいて、右側の上の方に、この条例の普及として4つのブースの記載がありますので、御覧いただければと思います。条例普及啓発イベント関係では、日本ALS協会愛知県支部から「ALSを知ろう」、愛知盲ろう友の会から「盲ろう障害を体験しよう」、愛知県盲人福祉連合会から「あんまマッサージ体験」のブース出展をしていただきました。私も様子を見に行かせていただきましたが、とても盛況で、産業労働部で、どれくらいの方が参加されたのか集計をしていただいておりますが、「ALSを知ろう」では150人の来場、「盲ろう障害を体験しよう」では125人の来場、「あんまマッサージ体験」では196人に体験していただくなど、数多くの方にブースに御来場いただきました。

また、「ALSを知ろう」では視線入力や文字盤の体験、「盲ろう障害を体験しよう」では眼鏡のようなものをかけていただいて盲ろう障害の体験、「あんまマッサージ体験」では実際にあんまマッサージを体験していただくようなかたちのものが行われております。このワークフェアには愛知県の大村知事にも御来場いただきましたので、これらにつきましても大村知事に体験していただいたとお聞きしております。

またステージコーナーでは、愛知聴覚情報センターから、全盲の歌姫若渚さんと豊田大谷高等学校のコーポスステージの手話指導をいただき、そちらのステージも大いに盛り上がったと聞いております。

オアシス21で開催したということもあり、普段、なかなか届かない、届きにくい層に対して、直接皆様から、手話や障害の特性に応じたコミュニケーション手段等について話していただくとともに、体験を促していただくことができ、この条例の普及啓発に取り組む大事な機会になったのではないかと感じております。

私も会場で見させていただきましたが、次代を担う子どもたちに向け、このような取組を行うことは、大

変有意義であると感じました。今後とも是非、このような機会をできるだけ多く作り、多くのところとコラボレーションしながら、企画を考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

また、資料右側の手話派遣として、今年度、行った内容について、解説をさせていただきます。今年度、新たに、県からあいち聴覚障害者情報センターに事業委託をしている手話派遣事業についての御報告です。耳鼻科や明治安田生命保険など、計16回の派遣を実施させていただきました。旅行関係の会社や図書館等これまで届かなかったところにも広がりを見せております。また手話派遣が、いろいろな業種や機関で行われることで、幅広く多くの方に御理解いただける機会になればと思っております。

次に、取材・広告等の状況について御報告させていただきます。今年2月に、県の広報手段である「広報あいち」を使い、「平成30年度愛知県要約筆記者養成講習会受講者募集」をさせていただきました。掲載された新聞は、中日新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞となっております。

また、家庭にポスティングをしたり、会社に配布されたりするリビング新聞という比較的多くの方が目にされる新聞があるんですけども、そのリビング新聞の3月初旬号に、先ほどお話ししました3月11日開催の条例の普及イベントの紹介記事が掲載されました。リビング新聞から著作権の許可をいただきましたので、お手元に「議題2 取材・広告等の状況」として、本日、記事を配布させていただきました。比較的大きなスペースを取って、実際の様子や内容について、取り上げていただいたものとなっております。

また、手話言語・障害者コミュニケーション条例イベントの様子が、翌日3月12日に中京テレビ「ZIP!」、3月13日にCBC「イッポウ」で放送されました。その内容は、中京テレビは盲ろう障害体験、CBCは手話を取り入れた豊田大谷高校のダンスと全盲の歌姫若渚さんが紹介された内容となっております。こうした広告媒体・広報などを通じまして、できるだけ多くの方の目に触れるような取組は今後も続けていっていただきたいと思っております。

最後に、専門部会につきまして、今年度の開催についての御報告をさせていただきます。今、御報告させていただきました普及啓発事業の進め方や愛知県障害者計画について、今年度は3回の専門部会を開催させていただきました。また、先ほど災害についても話題に挙がっていましたが、県防災局も交え、災害時の情報発信等についての意見交換会も行いました。災害の時に、いかに障害者の方にも情報が早く届くのかということに関しては、今後の取組として検討していきたい内容となっております。

前回の愛知県障害者施策審議会で、それらの内容についてはご報告させていただきましたので、御説明をいたしません。改めて専門部会の各委員の皆様にも熱心に御議論していただきましたことで、このような活動が進められましたことを改めまして御礼を申し上げます。この専門部会につきましては、来年度6月に開催を予定しておりますので、来年度の普及・啓発活動につきましては、企業向けを考えております。またどういふふうに行っていくかに関しては、部会で引き続き検討していきたいと思っております。

以上、簡単ですが御報告させていただきました。ありがとうございました。

## 高橋会長

ありがとうございました。非常に詳しく、活動状況について御説明していただきました。活発に活動が行われているようで、非常に嬉しく聞いておりました。ただいま御説明いただきました「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく取組」について、御意見や御質問等をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。では、岡田委員。

## 岡田委員

自閉症協会の岡田です。質問ではないですが、9月14日15日に企業向けの手話及び障害に関する講演会をさせていただいて、このときは20分しか時間がなくて、キャラバン隊をしたんですけど、実は3月6

日と昨日14日に愛知労働局から依頼を受けまして、採用担当の方々に向けて、6日は300名くらいの方に参加していただきましたが、発達障害に関するキャラバン隊をさせていただいて、あと対応の仕方を私達自閉症協会からお話をさせていただくという機会をいただきました。昨日は、行政の採用担当向けの同じ様な内容で、50名程度の参加だったそうですが、とても良い機会に繋がったと思っております。ありがとうございます。

#### 高橋会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では、水野委員どうぞ。

#### 水野委員

愛知聴覚障害者協会の水野です。2つお伺いしたいことがあります。まず一つ目は、昨年9月に防災に関して、県で話し合いをしました。それが終わってから全く何もないんですが、今後どうされていくのか、南海トラフ地震が起きたときに私達がどう行動するのか、こちらも取り組んでいるんですが、他の障害者の方達がどのような取組をするのか、どのような取組があるのかということが分からないので、早急に対応をしたほうが良いと思っております。まずはその取組をお願いしたいということが一つです。

もう一つが、「手話派遣」と資料に書いてありますが「手話講師の派遣」という言葉に替えてほしいと思います。よろしくをお願いします。以上です。

#### 高橋会長

前半の方は永田部会長から、後半の方は事務局からお願いします。

#### 永田部会長

御意見ありがとうございました。最初に、岡田委員からキャラバン隊の報告がありましたが、とても好評のようで、いろんなところとの繋がりができてきているように思います。こうした活動は、特に採用担当者に知っていただくということは、今後、企業の中でより活躍をしていくことを考えたときには大事な取組になると思いますので、活動報告の中にもしっかりと入れさせていただきたいと思います。

また、水野委員から御質問のありました災害時の取組については、防災局と9月に意見交換会をしましたけれども、その後なかなか進んでいないこともあります。おっしゃられたとおり、それぞれの障害者団体がどのような取組をしているのかということの情報交換につきましては、可能なのかなと思っております。これについては、県の担当者の方で進めていただいていることも防災局ではあるかと思っておりますので、合わせて事務局から報告させていただければと思います。

#### 障害福祉課 石黒課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの石黒です。コミュニケーション条例に係る災害時の対応ですが、9月11日に開催させていただきました。それから確かに時間が経っております。まず、なかなか手が回らなくて申し訳ございません。これでイベントが終わりましたので、来年度に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

また「手話派遣」については、「手話講師の派遣」ですので、よろしくをお願いします

#### 高橋会長

よろしかったでしょうか。他にいかがでしょうか。では、御意見や御質問も無いようですので、この件に

つきましては、終わりにさせていただきます。永田部会長と事務局におかれましては、ただいまの御意見を踏まえ、引き続き、専門部会において、コミュニケーション手段の利用の促進に向けて、さらに取組を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 14 報告事項（1）障害者差別に関する相談状況について

##### （2）平成30年度愛知県当初予算案（障害者施策関連分）について

高橋会長

では、報告事項が2件あります。2件全ての説明をしていただいた後に、御質問や御意見等を伺うこととします。それでは、報告事項の1番目「障害者差別に関する相談状況」について、事務局からまず説明をお願いします。

障害福祉課 伊藤課長補佐

障害福祉課の伊藤と申します。資料3の「障害者差別に関する相談状況」について御報告させていただきます。

一つ目として、「県の窓口への相談状況」でございますけれども、相談件数は平成29年4月から平成30年1月までのものについて集計させていただいております。相談件数は31件で、昨年1年間で33件ですので、昨年よりも多い状況で進んでおります。これは、多いことが悪いこととは私ども考えておりません。一般の方に対する障害者差別への認識が深まっておるものと考えております。他県の状況を見ると0件という件もございますけれども、0件が必ずしも良いというわけではなく、表面に出てきている、県民の方の認識が深まってきていると考えております。

受付所属でございますけれども、県の中では健康福祉部が圧倒的に多くて、本庁が21件を始め、健康福祉部全体では28件、その他の部局では県民生活部、建設部でそれぞれ2件という状況となっております。

障害種別につきましては、身体障害が多く、その次が精神障害で10件、不明のものが3件、他を合わせて42件となっております。複数の障害種別を持つ方がいらっしゃいますので、合計件数42件は先ほどの相談件数31件と合致しませんけれども、身体・精神が多い状況となっております。

また、右側の（5）の相談分野をご覧ください。相談の分野としては、かなりバラけておりますが、「商品及びサービスの提供」が7件、「労働及び雇用」が6件、これは賃金が支払われないとかの内容が主になります。

対応の区分につきましては（6）でけれども、「相手方との調整」、事情を確認しまして、相手方に対して何らかの調整を行ったものが13件、「関係機関への引継ぎ」、労働の関係だと愛知労働局さんへお繋ぎしたりするものですから、関係機関に対して事案を引き継いだものが12件、あとは相談者へ助言したものが5件等となっております。これも複数の対応を行いました案件があるため合計件数は一致しない状況となっております。

ここまでが県の窓口への相談状況でございます。

次に「2 市町村窓口への相談状況」でございます。これも県のものと同じように平成30年1月までのものですが、合理的配慮の不提供が8件となっております。これにつきましては、昨年度の件数より少なくなっております。しかし、実際に障害者差別件数が減っているとは、実際の感覚としてはありませんので、これにつきましてはさらなる啓発が必要であると考えております。

簡単ですが、報告としては以上となります。

障害福祉課 原主事

障害福祉課の原と申します。それでは、資料4によりまして、障害者施策関連の平成30年度愛知県当初予算案を御説明させていただきます。この資料は当初予算案の記者発表資料を抜粋したものでございます。まず、健康福祉部の事業について、新規事業を中心に御説明させていただきます。1ページを御覧ください。

1ページは、「障害者施設設置費補助金」と「障害者地域移行推進事業費」の説明となっております。予算額は、合わせて6億1,997万8千円でございます。

障害のある方が地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活への移行を進めていくための事業でございます。このうち、新規事業といたしまして、「2 障害者地域移行推進事業費」がでございます。本日、議題1の計画のところで行くつかご質問もございましたが、グループホームの世話人を確保するため、世話人の仕事の紹介や仕事体験の実施、障害のある方やその保護者に対して、自立に向けたイメージや気づき、可能性を知っていただくため、施設外で過ごす生活体験事業を行うほか、新たな仕事の創出を図るため、企業や団体と就労継続支援事業所等を繋ぎ、新たな受注や仕事を生み出す取組等を実施してまいります。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。「障害者コミュニケーション手段利用促進費」と「ヘルプマーク普及促進事業費」、「障害者芸術文化活動推進事業費」の説明となっております。予算額は、合わせて4,426万9千円でございます。

1つ目の「障害者コミュニケーション手段利用促進費」につきましては、手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき、手話通訳者や要約筆記者など、意思疎通支援者の養成や派遣を行うほか、新たに頸肩腕障害予防事業及び失語症者向け意思疎通支援者等養成研修事業を実施してまいります。

2つ目の「ヘルプマーク普及促進事業費」は、新規事業でございます。内部障害や難病の方など、外見から援助や配慮を必要としていることが分かりにくい方々が、周囲に知らせる手段となるヘルプマークを、市町村と連携して、7月から県内全域で導入するとともに、リーフレットやポスターの作成・配布により、県民に対する普及啓発を行ってまいります。

3つ目の「障害者芸術文化活動推進事業費」につきましては、引き続き、作品展示や舞台・ステージ発表を行う「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」や出前講座を開催するとともに、新規事業といたしまして、施設職員等が企画・運営する作品展の開催や、著作権等に関する研修会の開催等により、障害のある方の創作・表現活動を支援する人材を育成し、障害のある方の芸術文化活動のさらなる推進を図ってまいります。

1枚おめくりいただきまして、3ページ「医療療育総合センター整備費」でございます。予算額は、81億6,456万2千円でございます。現在、心身障害者コロニーは、地域で生活する障害のある人を支援する障害者医療及び療育の拠点とするため、再編整備を進めております。平成30年度は、病院や知的障害児を対象とした福祉型障害児入所施設等が入る本館棟の建築工事を完了し、平成31年3月の全面オープンに向けて取り組んでまいります。

次に1ページ飛びまして、5ページを御覧ください。「依存症対策総合支援事業費」として、2,094万円6千円、新規事業でございます。アルコールやギャンブル等の依存症について、精神保健福祉センターにおいて、専用電話による相談及び回復支援プログラムを実施するとともに、依存症の治療拠点機関等を選定し、医療提供体制等の整備を図ってまいります。さらに依存症に関するリーフレットの配布や、市町村職員等を対象とした研修会の開催などにより、「正しい知識の普及」と「人材の育成」を進めてまいります。

以上が健康福祉部の予算に関する説明でございます。引き続き、教育委員会から予算に関する説明がございます。

教育委員会特別支援教育課の神本と申します。6ページを御覧下さい。まず、瀬戸つばき特別支援学校建設費についてでございます。春日台特別支援学校の過大化による教室不足を解消するため、瀬戸市内の旧みなみやまグラウンドの跡地に現在整備を進めております。尾張北東地区の新設特別支援学校につきましては、平成31年4月の開校に向けて引き続き建設工事を進めてまいります。なお、校名につきましては「瀬戸つばき特別支援学校」とし、愛知県立学校条例の一部改正議案を現在開催中の2月議会に提出中ですので、議会の議決をもって決定する予定でございます。

二つ目として、西三河南部地区新設特別支援学校整備費についてでございます。安城特別支援学校の過大化による教室不足の解消と、岡崎特別支援学校への長時間通学を緩和するため、知的障害と肢体不自由の両障害に対応した特別支援学校を西尾市内に整備いたします。平成34年度の開校に向けて、平成30年度は基本設計に着手をいたします。

三つ目、特別支援教育推進計画策定費についてでございます。平成26年3月に策定いたしました、本県の特別支援教育の指針となる「愛知特別支援教育推進計画」、これは通称「愛知つながりプラン」と呼んでおりますが、平成30年度末に5年間の計画期間の終わりを迎えます。このため外部有識者を含めた検討会議を来年度開催いたします。これまでの取り組みの進捗と成果を検証・総括すると共に、中長期的な視点に立ちまして今後の課題に対応するための具体的な方策を検討してまいります。計画期間は平成31年度から35年度までの5年間とし、平成30年内を目途に計画を策定してまいります。予算額につきましては、資料の通りでございます。以上でございます。

## 高橋会長

ありがとうございました。報告事項2件、一括で説明をしていただきました。この件について、御意見や御質問等ありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。河口委員、どうぞ。

## 河口委員

立命館大学客員研究員の河口です。最初の資料4の一枚目のところですけども、予算というところではないのですけれども、先程新規事業で生活体験道場というのを開催するという説明があったんですけども、このネーミングはどなたが案を出されて、どういう経緯でこの「生活体験道場」ということになったのか教えていただけたらなと。ちょっと私から見ると、道場というと怖いイメージがして、ここに絶対行きたいという感じがあんまりしない。もうちょっとなんかディズニーランドみたいな、そういうところの体験するみたいなネーミングの方がいいんじゃないでしょうかと単純に思ったのですけれども。

## 高橋会長

事務局よろしく願いいたします。

## 障害福祉課 石黒課長補佐

障害福祉課地域支援グループの石黒と申します。この生活体験道場のネーミングの話なんですけれども、私が生活体験道場とちょっと怖々しい名前をつけてしまいました。行政であればもう少し固い言い方なんですけれども、ちょっと柔らかくしたイメージで道場とつけさせていただきます。皆さんに地域移行で外に出てもらって、自分って本当に選べる、選択ができるんだとか、こういう風に自分の時間で過ごせるんだと気づいていただければというような思いであります。楽しげなという話ですけども、皆さんが本当に生き生き楽しく過ごしていただきたいという思いが溢れている事業でございますので、事業の中身は前向きなものになるようにしていきたいと思っておりますので、またこのことも皆様と御相談しながら、事業のことも

決めていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

#### 高橋会長

よろしくお願いいたします。他にいかがでしょうか。古家委員、どうぞ。

#### 古家委員

愛盲連の古家です。予算ではなく、このヘルプマークなんですが、最初東京都がスタートしたというのは聞いていて、やっと愛知県もということなんですけれども、これは障害云々関係なく配慮してもらいたいという方ということだと聞いています。そうすると誰でもかんでもみたいなかたちになってしまいがちなのと、あと何かお渡しする条件があるのかとか、どういったかたちで配布をするというように考えているのか教えてもらいたいです。

#### 高橋会長

事務局をお願いします。

#### 障害福祉課 加藤課長補佐

企画・調整グループの加藤でございます。ヘルプマークですが、配付いたします対象の方につきましては、義足・人工関節・内部障害・難病の方等、外見からは配慮を必要としていることが分かりにくい方々を対象と考えております。

配付方法でございますけれども、障害のある方に一番身近な市町村窓口での配付を第一に考えております。実際の窓口での申請につきましては、詳細はこれから検討してまいります。基本的には口頭申請により、なるべく対象者の方の負担にならないような方法を考えております。

#### 古家委員

妊婦の方は対象ではないのでしょうか。

#### 障害福祉課 加藤課長補佐

企画・調整グループの加藤でございます。第一には、今申し上げた方々を対象と考えております。

#### 高橋会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

#### 障害福祉課 加藤主幹

事務局障害福祉課の加藤です。ヘルプマークにつきまして、続けて御説明させていただきます。現在、対象と考えておりますのは、今申し上げた義足・人工関節・内部障害・難病等の方、合わせまして妊娠初期の方を見た目からは分かりにくい方ということで、対象と考えてまいりたいと思っております。

#### 高橋会長

ほかにいかがでしょうか。辻委員どうぞ。

#### 辻委員

公募委員の辻です。資料3 障害者差別に関する相談状況について、まずお伺いしたいと思います。件数が増えてきていますので、見える化できていて良いかなと思うんですけども、どのようなものが解決できなかったのかを教えてくださいたいのが1件。

それともう一つ市町村窓口への相談状況について、私が聞いたところによると、御本人または家族からの相談でないと件数としてカウントしませんという話をきいたことがあります。なかなか本人や家族が言えない場合もございますので、そういうのもしっかり件数にカウントするようにしていただきたいと思います。その2件です。

## 高橋会長

事務局お願いします。

## 障害福祉課 伊藤課長補佐

相談支援グループの伊藤です。合理的配慮の不提供につきましては、事業所と被害を受けた方の相互で話し合っ、合意に向けていくということなんですけれども、そこに結びつかないものもござい。手元に資料がなく数字をお伝えできないですけれども、そういったこともござい。

また、市町村窓口への相談状況で、御本人または家族以外の方からの相談も実際に発生していますので、なるべく広く受け付けできるように、今後、市町村との会議等を通じまして、周知していきたいと思。広く件数がカウントされて、解決されるように、今後努めてまいりたいと思。

## 高橋会長

辻委員、よろしかったでしょうか。どうぞ。

## 辻委員

合理的配慮の部分は、双方が納得して解決できるかたちが一番良いんですけれども、やはり合意に至らないケースもあるようですので、御本人さんが非常に困っているケースも多いです。県として粘り強く対応をお願いしたいと思います。

## 高橋会長

この件について、私からも少しお願いをしておきたいと思。解決できなかった事例がどういった事例だったのかを次回審議会で御報告いただければ良いのかなと思。よろしくお。

他にいかがでしょうか。水野委員、どうぞ。

## 水野委員

愛知県聴覚障害者協会の水野です。さっき辻さんのお話にありましたその続きですけれども、障害者差別に遭われた方の状況、データを見ますと聞こえない人の相談が1件だけとなっております。私から見ますと、やっぱりな、これだけだと思。なぜかという、聾者というのはコミュニケーションにどうしても手話が必要になります。筆談では限界がきてしまいます。直接行って、相談員に相談をして、相談員がいなければ、例えば通訳者がいない時間に相談に行ってしまうと、相談できない。いつ行かないといけないという決まった時間に動かなければいけません。なので時間がとてもかかってしまいます。早急に相談が必要だから行かなければというときには限界を感じてしまいます。そのあたりをどうやって県として柔軟な対等



をしていただけるのか、いつでも聾者が来て相談できる、そういう方法の配慮を考えていただきたいと思っております。他の障害の方もきっと同じように思っていると思います。相談に行っても本当に理解してもらっているのか、職員はこれを本当に分かっているのか、ちょっと疑問を持ちながら帰っていることもあるんじゃないか、このあたりも含めて御配慮いただければと思います。

もう一つ、この件数ですけれども、市町村の件数と御説明されましたけれども、名古屋市も入っているのでしょうか。

#### 高橋会長

では事務局お願いします。

#### 障害福祉課 伊藤課長補佐

相談支援グループの伊藤です。聴覚障害のある方の相談について、件数が少ない、実際にはもっと困っている方もみえるし、もっと迅速に窓口で相談したいときにできるよう県として柔軟な対等をとのことです。

先日も警察と市町村との間でどちらが手話通訳者の方を派遣するかということでお見合いになってしまったことがありましたので、そういうことがないよう、現場に意識を持っていただけるよう市町村に対しても、県窓口に対しても周知していきたいと思っております。

もう一つ、市町村窓口への相談状況に名古屋市が含まれるのかということですが、含まれています。以上でございます。

#### 高橋会長

よろしいでしょうか。いろいろと御意見をいただきありがとうございました。まだありますでしょうか。では、どうぞ。

#### 徳田（万）委員

愛知県弁護士会の徳田万里子と申します。先ほど会長からも、相談結果としてなかなか上手く解決できなかったことに関しての事例を、可能な範囲で具体的に開示していただくようにという要請がありましたが、私としては上手くいったケース、どちらかに繋いだケースもありますでしょうし、何らかの助言をしたケースとか解決に結びつけたケースも是非とも参考にさせていただきたいので、個人情報とかいろいろ配慮が必要な点もあるかと思いますが、可能な限りケーススタディとして集約していただければ、各所が非常に助かりますし、愛知県弁護士会も実は現在まとめているところなんですけど参考になります。愛知県弁護士会に限らず各所が、県のケーススタディを参考にできると思いますので、そういったものの蓄積をできるだけ公表していただければありがたいです。

#### 障害福祉課 伊藤課長補佐

障害福祉課の伊藤です。解決できなかった事例についての公表なんですけれども、愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会の方でもそういった御意見がでておりますので、そちらで相談等をさせていただいて公表について考えさせていただきたいと思っております。

追加で説明させていただきますが、先ほど御説明した中に一部不備がございまして、市町村窓口への相談状況については、市で問題になって解決できなかった事例について件数に挙がっているということも補足させていただきます。

## 高橋会長

分かりづらいですが、どういうことでしょうか。

## 障害福祉課 加藤主幹

事務局障害福祉課の加藤です。補足でございますけれども、最初にお答えしました差別解消の関係でございますが、障害者差別解消支援地域協議会というものを県で設置しております、事例の共有を関係機関が集まって行っておりますので、今いただきました御意見等も踏まえまして、そちらの方で検討しまして取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、水野委員からの御質問で補足説明をさせていただいた件についてですが、差別解消相談窓口は一時的な窓口を市町村にやっていただいております、県に具体的に相談が挙がってくるのは、市町村で解決できなかった事例や県に直接相談があったもの等が県の窓口で相談がまいりますので、市町村のところで解決に至った相談の件数につきましては、この中には含まれていないというところを説明させていただいたところです。よろしく申し上げます。

## 高橋会長

いずれにしても、先ほど出ました解決できなかった事例、そして上手くいった事例についても開示できる範囲内で少し紹介していただければ参考になるかなと思います。それから聴覚障害の方の市町村窓口での取扱事例についても、どれくらいあって最終的に1件になったのかということも分かると、上手く対応していただいているということであれば聴覚障害の方は安心されると思いますので、そのへんも紹介していただければ、嬉しいなと思いますのでよろしくお願ひいたします。

皆さんこれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。これで報告事項につきましては、終わらせていただきたいと思います。長い時間ありがとうございました。

## 15 意見交換

### 高橋会長

もう少しだけ時間があります。せっかくの機会ですので、もし何か御意見等がございましたらお聞きしたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。辻委員、どうぞ。

### 辻委員

公募委員の辻です。私からは旧優生保護法のもと強制不妊手術の被害が現在各地域から出ております。そのことについて実態調査等について、意見及び質問があります。河口委員に代わっても良いですか。

### 高橋会長

結構ですけども、これは今日の議題とは直接関係無いということですよ。少し御意見をおっしゃりたいということですので、審議内容とは違ったこととしてお聞きしたいと会長としては思いますので、皆さんもう少しよろしくお願ひします。

### 河口委員

委員の河口です。今新聞報道等で皆さん御存知かと思っておりますけれども、旧優生保護法の強制不妊手術の被害の問題、これは1月30日に佐藤さんという方が国を相手に提訴したということで話題になっています。私、実を言えば支援団体の方で支援団体に関わって、この問題に取り組んでまいったということもありまし

て、ちょっと御報告をさせていただきますけれども、佐藤さんが訴える前には、訴える方がずっといらっしやったんですけれども、行政の方で記録が無いということで裁判にもならなかったというケースです。

今回、佐藤さんという方が申し出をされたということですが、自分の嫁ぎ先の妹さんが知的障害者で、養護学校に入っている15歳のときに不妊手術を受けさせられたということで、彼女43年前に嫁いだときに嫁ぎ先の妹さんがそういうことで、43年前からとてもこれはおかしいと思っていて、43年経って初めて訴えられたということで、その時間の長さがやっぱりこの優生保護法の問題の根の深さというか被害の重さ。声が出なかったということは、被害が無かったということではなくて、被害を訴えることができなかったということで。愛知県でも障害福祉課で取り上げて調べていただいている、6年間の審査会の資料が出てきたということですが、実際の資料の件数というのが55件で、55人の人が審査で適とされていますけれども、実際、県に残っている衛生年報ではその間17件ということで、かなり数字に隔たりがあり、実態等が分からないような状態になっているということです。国でも調査をしていくということですが、やっぱり愛知県としてもですね、実態調査と資料の一元管理や永年保存ということをやってほしい。特に、個人情報に関わることなので、支援団体が何かやるということは難しいということで、行政が主導していただいて、実態調査なり被害の相談窓口なり、実際その窓口では手話のできる方とかそういう方に入っただいて調査をするということ、議題とは違いますけれども、これは大きな課題だと思いますので、折角皆さんいらっしやる場所ですので、ぜひ、どういうふうにお考えなのかということをお伺いしたいし、愛知県としても積極的に調査をして、国に対しても状況が分からない部分を調べていくということを要請していただくなり、働きかけはどのように考えていらっしやるか教えていただきたい。

#### 高橋会長

私も資料をいただきましたが、宛名が知事と私の連名になっているんですけれども、私は意見や質問を受けする立場ではないので、正確には、愛知県知事に対する4人の委員の方々の御質問かなと思います。折角、そのような重要な問題について御意見を表明されて、県の意見も求めておられますので、県からお答えをしていただけることができましたらよろしくお願いします。

#### 障害福祉課こころの健康推進室 鈴木室長

障害福祉課こころの健康推進室長の鈴木です。今回の旧優生保護法における強制不妊手術についての今後の働きかけということでございますけれども、まず強制不妊手術を受けられた方々につきましては、県としては速やかに救済されるべきであろうと思っております。現在、国を提訴する裁判が行われておりまして、まずはこうした動向を注視していきたいと考えております。国会では、超党派の議員連盟ですとか、与党のプロジェクトチームを立ち上げるという報道もあります。また、本日の新聞報道でも、国で実態調査を行う方針が固められたということもございましたので、こういった内容を踏まえまして対応していきたいと考えております。

#### 高橋会長

ありがとうございます。よろしいですかね。それではこれで終わらせていただきたいと思いますけれどもいいですか。はい。

#### 高橋会長

長時間にわたり皆様御審議いただきましてありがとうございます。特に障害福祉計画については、ワーキンググループも含めて真剣に御議論いただいて、良い案ができたかなと思っております。本当にありがと

うございました。本日の会議はこれで終わらせていただきます。それでは、事務局にお返しします。

## 16 閉会

障害福祉課長の植羅でございます。本日は大変長時間にわたりまして、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。特に愛知県障害福祉計画最終案につきまして、現場からの御意見もいただきました。強度行動障害でございますとか、高齢の障害に対する今後の対応、非常に重要な課題だと認識しております。これからも皆様からの貴重な御意見・御助言等をいただきまして対応してまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。本日は、ありがとうございました。

以上で、平成29年度第3回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 \_\_\_\_\_ 印

署名人 \_\_\_\_\_ 印